

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

## 予約制による年金相談

栃木年金事務所では、予約制の年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

### 予約方法

希望日1か月前から電話または年金相談窓口でお申し込みください。

※相談者と配偶者の氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等を確認させていただきます。

※予約状況によっては希望日時を調整させていただきます。

## ■予約相談実施時間

### 月曜日

午前8時30分～午後6時  
※月曜日が祝日の場合は、次の開所日に振替となります。

### 火～金曜日

午前8時30分～午後4時

### 第2土曜日

午前9時30分～午後3時

## ■必要なもの

年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書、振り込み通知書、相談者本人であることを確認できるもの（運転免許証など）

※代理の方が来所する際は、委任状が必要です。

## ■注意事項

来所できなくなった際は、事前にご連絡ください。

## ■申し込み先

栃木年金事務所

☎0282(22)4697

全国共通

☎0570(05)4890

## 年金豆知識

～よくある相談事例～

**Q** 65歳になる前に年金を受け取ると、将来にわたって減額されるのですか？

**A** 特別支給の老齢厚生年金は減額されません。厚生年金保険に加入されていた期間が12か月以上ある場合、65歳になる前から「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を受け取ることができます。

**Q** 在職中は、年金を請求してももらえないのですか？

**A** 必ずしも給付されないわけではありません。給料の額によって減額される場合がありますが、受け取ることができます。



## 社会保険料控除証明書が発行されます

### 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料であれば、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

控除を受けるためには、国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、令和2年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

年末調整や確定申告の際には、この証明書か領収証書を添付してください。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

## ■証明書の送付時期

1月1日～9月30日に納付した方

11月上旬

10月1日～12月31日に納付した方

令和3年2月上旬

## ねんきん加入者ダイヤル

控除証明書についてのお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル)にお願いします。自動音声案内に従って番号を押してください。

■電話番号 0570(003)004 (ナビダイヤル)

※ナビダイヤルとは、一般の固定電話からかけると、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただける番号です。ただし、携帯電話等、一般の固定電話以外の電話からかける場合には、通常の通話料金がかかります。

■「050」から始まる電話でかける際の電話番号 ☎03(6630)2525 (この番号はナビダイヤルではないため、通常の通話料金がかかります)

## ■受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※第2土曜日以外の土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。

かけ間違いに要注意

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりすることで、間違い電話になっているケースが発生しています。お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。